

IT SOLUTIONS FOR
2019 LEGAL AMENDMENTS

2019年法改正に対応する
ITソリューション

法対応からビジネスの改革に向けて

法律の改正や規制の変更は、
企業のビジネスにも大きな影響を及ぼします。
2019年から20年には、働き方改革関連法の順次施行、
消費税率改正といった法改正があるほか、
行政手続きの電子申請拡大など文書のデジタル化を推進する動きもみられます。
こうした法改正に企業が対応するために、
ITソリューションを活用できるシーンが増えています。
上手にITソリューションを使うことで、
スムーズな対応を実現する方法を見ていきましょう。

文・岩元直久 撮影・住友一俊

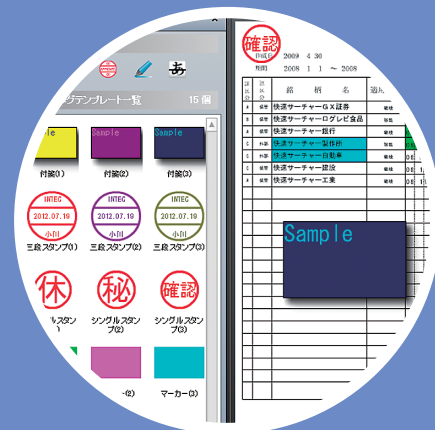
IT solution 1

「LogRevi」



IT solution 2

「快速サーチャー GX」





“守り”の働き方改革から“攻め”の働き方改革へ

労働時間管理の 厳格化に対応

ワークライフバランスの実現や雇用形態にかかわらず公平な待遇を確保することを旨とする「働き方改革関連法^{*1}」が、2019年4月1日から順次施行されています。

インテック ネットワーク&アウトソーシング事業本部ビジネスソリューション部営業課長代理・田中^{さとる}は「時間外労働の上限規制は、罰則付きの厳しいものとなったため、企業は従業員の残業を適切にコントロールする必要があります。さらに、裁量労働制の適用者も含め、全従業員の労働時間を客観的に把握することが義務化されました。すべての企業は、今までとは比べ物にならないほど厳密に労働時間を管理しなければならなくなりました」と法改正の影響を説明します。

こうした中、ITソリューションは労働時間を管理する効果的なツールとなります。ITを活用した勤怠管理システム^{*2}を導入し、残業の承認ワークフローを確立することで、無駄な残業を抑制し、従業員の残業時間をリアルタイムに把握することが可能になるのです。

さらに労働時間把握義務への厳密な対応を考えると、従業員の実際の労働時間をどのように管理するかが課題になります。退

勤記録後にサービス残業を行っていないか、休日に申告せずに業務を行っていないかなど、企業にはしっかりと管理が求められます。業務用PCの起動・終了時刻、オフィスの入退室記録など、労働時間を推定できる情報のログ（記録）と、勤怠管理システム、自己申告の勤務時間を突き合わせて、客観的な労働時間を把握することが必要になってきます。

労働の「見える化」から 業務効率化や生産性向上へ

労働時間管理のポイントは、いかにわかりやすく個々人の労働時間を把握できるかです。インテックの統合ログ管理ソフトウェア「LogRevi（ログレビ）」は、従業員のオフィス入退室、PC操作、印刷などの労働時間に紐づくログを統合し、表やグラフで「見える化」するほか、独自の検索エンジンで大量のログから必要なデータを検索することができます。

さらに「突合わせレポート機能」を使えば、ログの不整合を自動的に検出できるため、勤怠管理システムに隠れてサービス残業をしているような従業員の行動をすぐに見つけることも可能です。

「勤怠管理システムやPCの操作ログとLogReviを組み合わせることで、労働時間や勤怠状況を見やすいレポートとして表示できるようになり、客観的な労働時間を把握することが可能になります」（田中）

LogReviを導入すれば、法改正対策としての“守り”の働き方改革にとどまらず、より“攻め”の働き方改革への可能性も広がります。たとえば、PCの操作ログから時間のかかっている作業を見つけ出し、改善策を検討するといったことが可能になります。

こうした機能を高度に活用すると、残業時間の上限管理や労働時間把握にとどまらず、業務効率化や生産性向上を実現する本質的な働き方改革につながられるのです。

*1

時間外労働の上限規制の導入、年次有給休暇の確実な取得、正規雇用労働者と非正規雇用労働者間の不合理な待遇差の禁止が主な改正点。

*2

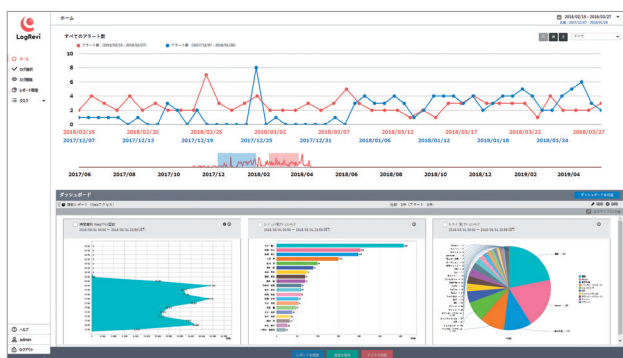
従業員の出退勤時刻を管理するシステム。時刻の記録（打刻）方法には、PCと連動したタイムレコーダー、ICカードによる記録、PCやスマホアプリによる記録などの方法がある。



ITソリューションの活用を説くインテック ネットワーク&アウトソーシング事業本部ビジネスソリューション部長・吉岡哲

IT solution 1 総合ログ管理ソフトウェア「LogRevi」の導入で、従業員のあらゆる記録を一元管理できる

日時	通行履歴ログ	起動・終了	ドライブ	クライアント操作	ファイル操作	USB操作ログ	プリント
2018/05/17 20:57:59	adachi 5 3 Fセキュリティルーム入口 2018/05/17						
2018/05/17 20:58:32		PC77 adachi 192.168.0.118 2018/05/17 20:58:32					
2018/05/17 20:59:46		PC77 adachi 192.168.0.118 2018/05/17 20:59:46					
2018/05/17 21:10:02			PC77 adachi				
2018/05/17 21:11:45	adachi 5 3 Fセキュリティルーム入口 2018/05/17			adachi PC77 U:\Memo%\ explorer.exe クライアント操作			
2018/05/17 21:12:34		PC77 adachi 192.168.0.118 2018/05/17 20:58:32		adachi PC77 \\Wlank-s\%機密【持ち出し禁止】 explorer.exe クライアント操作			
2018/05/17 21:12:38				adachi PC77 U:\Memo%\ explorer.exe クライアント操作			
2018/05/17 21:12:46				adachi PC77 U:\Memo%\ explorer.exe クライアント操作	adachi PC77 Sony Storage Media USB Device U:\Memo%\マイナンバーシステム クライアント操作	adachi PC77 ファイルコピー U:\Memo%\%機密【持ち出し禁止】\マ リムーバブル U:\Memo%\マイナンバーシステム	



ユーザー	ID	操作	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
竹井 誠	039185	総アクセス アプリケーション クライアント操作 ドライブ ファイル操作 プリント																		
山重 悠介	0900258	総アクセス アプリケーション クライアント操作 ドライブ ファイル操作 プリント																		
佐藤 彰	1172915	総アクセス アプリケーション クライアント操作 ドライブ ファイル操作 プリント																		

LogReviでは、オフィス入口の通行記録からPCの起動・終了、PC操作、プリントといった各種ログを一覧でき、全社状況もグラフなどで把握できる

ネットワーク&アウトソーシング事業本部ビジネスソリューション部長・吉岡哲は「従来はログ管理システムを導入すると、どうしても“悪いことをしている人をあぶり出す”といった発想になりがちでした。法改正がきっかけとなって、勤怠状況をきちんと『見える化』する仕組みを導入し、業務を効率的に進める方法について考える企業が増えてきました」と現状を分析しています。

消費税率改定に加えてインボイス方式の導入も

2019年10月には、消費税率の改定が実施される予定です。8%から10%への税率変更に加えて、軽減税率制度*3の導入が対応をひときわ複雑にしています。特に軽減税率の対象である飲食料品を取り扱う企業では、販売時に8%と10%の2つの税率へ

の対応が求められるため、会計システムやPOSレジの改修が必要になります。

一方で、軽減税率と関わりがない商品を取り扱う企業も、安心してはいられません。贈答品や来客用の飲食料品の購入、新聞の定期購読など、経費で軽減税率対象商品を購入することがあるからです。

さらに請求書などの書式についても、10%の増税と同時に「区分記載請求書等保存方式」が導入され*4、2023年10月には、「適格請求書等保存方式(インボイス方式)」が導入されます*5。

消費税率改正からインボイス方式の導入まで、経過措置はあるものの、今後数年で会計処理が大きく変化していくことを、すべての企業は自覚する必要があります。これを機に、会計システムの見直しを本格的に検討すると良いでしょう。

*3 飲食品(酒類および外食を除く)と新聞の定期購読(週2回以上発行されるもの)については、消費税を8%に軽減する制度。

*4 請求書において、軽減税率対象品目には*を付けるなどして軽減税率の対象品目である旨を記載し、税率ごとに区分して合計した対価の額を記載することが求められる。

*5 請求書において、軽減税率対象品目には*を付けるなどして軽減税率の対象品目である旨を記載することに加え、適格請求書発行事業者の登録番号、税率ごとに区分して合計した対価の額及び適用税率、税率ごとに区分して合計した消費税額を記載することが求められる。なお、適格請求書発行事業者の登録は、2021年10月から申請受付。登録を受けた課税事業者のみ「適格請求書」の発行が可能になり、免税事業者は「適格請求書」の発行はできなくなる。



文書デジタル化で生産性を向上

文書デジタル化の潮流に対応する

少し長い目で見ると、着実に対応を進めなければならない事柄に文書のデジタル化があります。

これまでの経緯を振り返ると、最初は1998年に施行された「電子帳簿保存法」にさかのぼります。それまで紙で保存することを求められていた国税関係帳簿書類を電子保存することが認められたのです*6。その後、2005年の「電子帳簿保存法」改正で、国税関係帳簿書類に加え、取引相手から受領した国税関係書類について、スキャナで読み取って電子保存すること（以下、スキャナ保存）が容認されました。とはいえ対象書類が限定されていた上、文書保存に厳しい要件が課せられ、文書のデジタル化はあまり進展しませんでした。

変化が表れたのは、2015年のスキャナ保存の要件緩和からです。領収書と契約書の電子保存に設けられていた3万円未満という金額制限が撤廃され、電子署名が不要になるといった規制緩和がなされたのです。さらに2016年には、スマホやカメラで撮影して電子的に保管すれば、原本の紙を破

棄しても良いという規制緩和が行われました。これらにより、紙文書の電子保存が現実のものになり始めたのです。

行政手続きを原則的に電子申請に統一する「デジタルファースト法*7」が2019年5月に可決・成立したことも追い風となり、文書のデジタル化は今後もさらに加速していくとみられます。

しかし、ネットワーク&アウトソーシング事業本部ビジネスソリューション部営業課主任・山岸敏敏は、「スキャナ保存の申請件数*8は、累計で2000件程度にすぎないと推測されます。紙ありきで運用している業務をどのように電子化するのか、コストメリットをどう見出すのか、まだ課題は多いのです」と指摘します。

システムが出力した帳票もスキャンしたPDFも一元管理

文書デジタル化、ペーパーレス化の課題にも、ITソリューションで解決できることがあります。ビジネスで利用する文書には、電子化されているもの、紙のもの、紙文書をスキャンしてデジタル化したものなど、さまざまな形態があります。さらに電子化

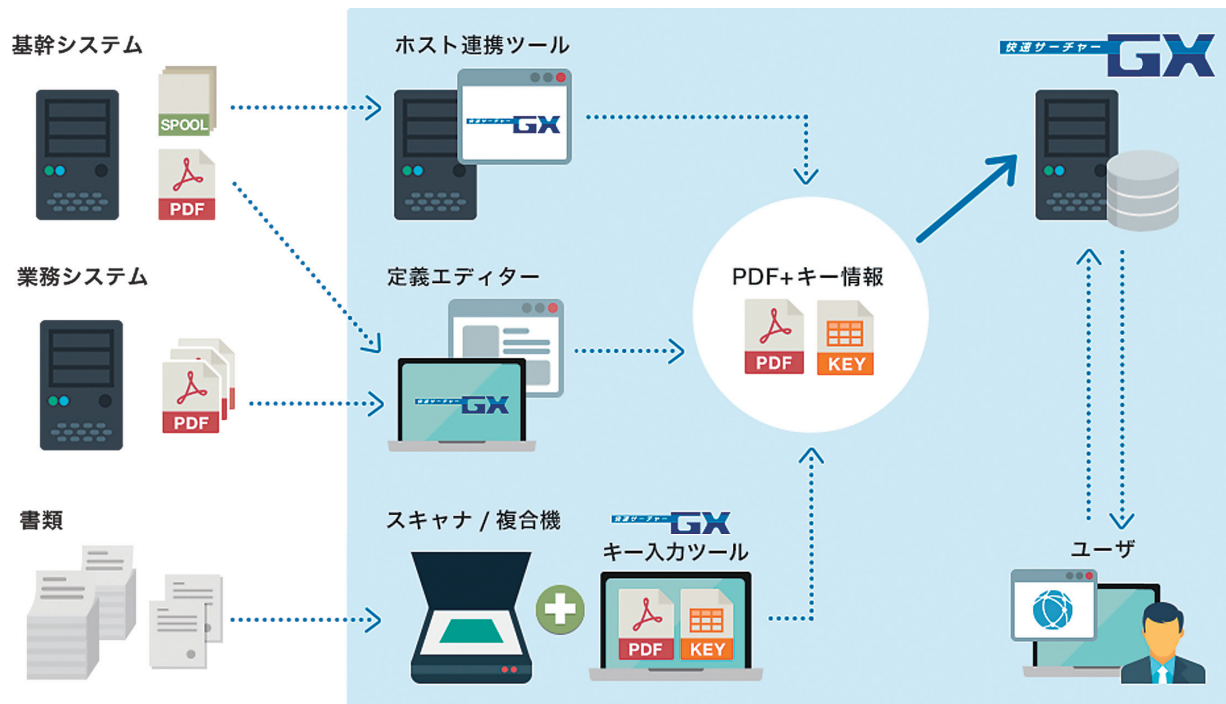
*6 このとき、電子保存が認められたのは自己がシステムで作成した帳簿書類のみ。

*7 行政手続きをデジタル（オンライン）で完結できるようにする「デジタルファースト」に加え、一度提出した情報は二度提出することを不要とする「ワンスオンリー」、民間サービスを含め複数の手続き・サービスをワンストップで実現する「コネクテッド・ワンストップ」を規定している。

*8 スキャナ保存を導入するには、所轄の税務署に申請し事前承認を受ける必要がある。国税庁の発表によると、2017年度のスキャナ保存承認件数は1846件。

チェックリスト 2019～20年の主な法改正

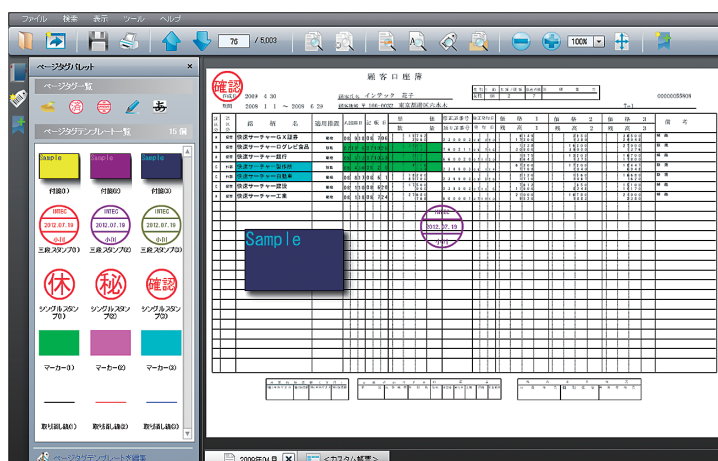
	施行年	法改正	内容	チェックポイント
<input type="checkbox"/>	2019年	働き方改革関連法施行	労働時間などの規制強化と同時に、企業には、労働時間を客観的に把握する義務が課された	個々人の労働時間をより正確に把握するシステムを構築することが必要になった
<input type="checkbox"/>	2019年	消費税率改定	消費税率が10%に改定、食品などで軽減税率が導入される	税率改定、複数税率に対応するための経理、会計システム改修
<input type="checkbox"/>	2019年	電子帳簿保存法改正	スキャナ保存の対象書類の範囲拡大と運用上の見直しが見られる	未対応の企業は、電子保存への移行を検討する
<input type="checkbox"/>	2019年	デジタルファースト法案施行	2019年に個人の行政手続き、2020年には法人設立の手続きが電子申請で行えるように。企業の行政手続きの電子申請化も進み始めている	文書のデジタル化を進めて電子申請に対応できるように備える
<input type="checkbox"/>	2020年	税制改正	大企業の法人税・消費税の電子申告が義務化される	対応していない企業は、電子申告に必要な環境整備とシステムへのアップデートが必要
<input type="checkbox"/>	2020年 (改正予定)	個人情報保護法改正	未定	EUのGDPR（一般データ保護規制）に近い規制強化が行われれば、企業も対応を求められる



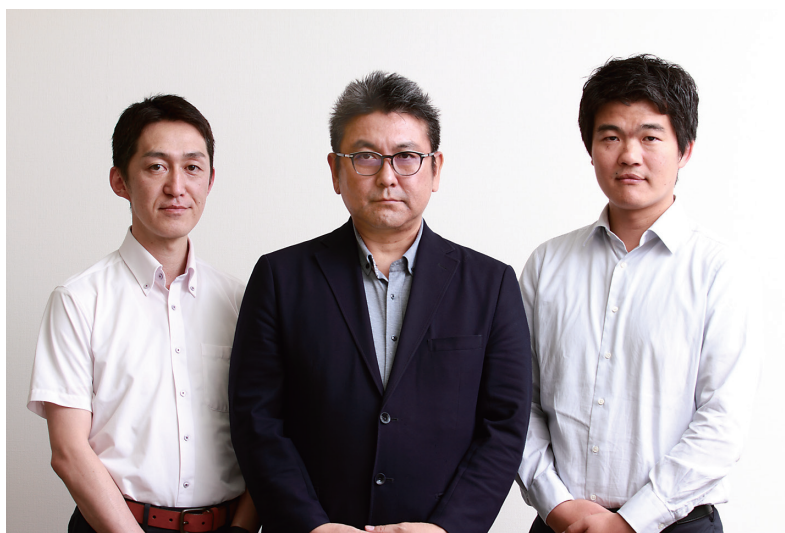
されていても文書フォーマットが異なるものが多数存在し、管理を煩雑にしています。インテックが提供する「快速サーチャー GX」は、各種システムが出力する帳票をデータとして取り込むだけでなく、紙文書をスキャンしたデータも取り込んで一元管理できるシステムです。高速検索エンジンと使いやすいブラウザで検索・閲覧を容易にし、企業のペーパーレス化を支援してきました。

2018年には「快速サーチャー GX クラウド」の提供も始めました。こちらはスキャナ保存専用の電子帳票ソリューションで、手軽に書類をPDF化してクラウドに保管し、Web上で検索・閲覧することが可能になります。「契約書や領収書からといったスタートに適した形態なので、すぐにご利用を開始できます」(山岸)。

文書のデジタル化は、法対応の側面はもちろん、ペーパーレス化による業務改善やコスト削減の効果も期待できることは言うまでもありません。ITソリューションを活用した法対応は、「法律に対応するため」だけの取り組みではなく、それをきっかけに、業務の見直しや生産性向上への取り組みと一体化することで、業務の今後のあり方を変えていくことにつながるのです。



快速サーチャー GXは、社内の各種システムからのデータや紙の書類を取り込み、必要な書類を高速に検索して印刷された書類と同じイメージで表示できる



左から、インテック ネットワーク&アウトソーシング事業本部ビジネスソリューション部営業課長代理・田中暁、同部部長・吉岡哲、同部営業課主任・山岸敏康